



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	子ども発達臨床研究センター相談室の課題と展望I
Author(s)	久蔵, 孝幸; 福間, 麻紀
Citation	子ども発達臨床研究, 2, 71-78
Issue Date	2008-03-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32453
Type	departmental bulletin paper
File Information	HISAKURA.pdf



子ども発達臨床研究センター相談室の課題と展望 I

久 蔵 孝 幸*・福 間 麻 紀**

The issues and prospects of the Consulting room at Research and Clinical Center for Child Development

Takayuki HISAKURA, Maki FUKUMA

要 旨

2007 年度 6 月より、子ども発達臨床研究センターでは既存の心理教育相談室を再編し、新たな体制で相談活動を開始している。1993 年開設の心理教育相談室の持つ臨床実践機能、臨床教育機能を引き継ぎつつ、子ども発達臨床研究センター相談室では、今年度からの研究事業「軽度発達障害児・者に対する生涯発達支援プログラムの開発」を含む研究活動を進めるための機能増幅を果たした。心理教育相談室の歴史を踏まえた上で、今年度の相談室の体制の概略と未解決の懸案事項とを記録し、これをさらに相談室の将来の展開を見据えた資料とすべく報告をする。

キーワード：相談室機能 臨床実践 臨床教育 発達障害 臨床心理学的地域援助

2007 年今年度の 6 月より、北大子ども発達臨床研究センター相談室がリニューアルをした。これは 2007 年から四年間の計画で文部科学省特別研究経費により予算的裏付けをされる、「軽度発達障害児・者に対する生涯教育支援プログラムの開発」の一環として、それ以前の乳幼児発達臨床研究センター（現・子ども発達臨床研究センター）における相談活動と統合をし、かつ発展的な姿として再編成したものである。本稿では、この相談室の相談体制について報告をする。

なお、相談室運営における統計報告を含む現況については別稿にて行う。

相談室の歴史

本相談室の前身は、1993 年に開設された教育臨床心理学講座によって運営をされていた心理教育相談室である。前身となる心理教育相談室の有り様について若干の概観を理解することは、本相談室の立脚点を明確にしておく上で有用と考える。その上で次節において現在の体制等について記述する。

心理教育相談室は、間宮・金子（2002）によればその目的を以下のようなものとしている。「……家庭・学校・地域社会で生じている児童・青年の

*北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター 特任助手

**北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター 学術研究員

不登校、家庭内暴力、いじめ、非行などの諸問題にどのように対応するかという研究課題を担っているが、これに応えるには実践的な展開能力の形成が不可欠である。当相談室は、こうした家庭・学校・地域社会が提起する問題解決の要求に实际的に応えつつ、相互連携のもとに研究活動を行うという目的で設立された。」

これらには、伝統的な個別的心理臨床よりも対象領域を広く、家庭・学校・地域社会における心理臨床のあり方を模索するという、いわゆる臨床心理学的地域援助の研究を行うことを掲げている。すなわち、設定された、あるいは構造化された場の中の心理臨床のみならず、相談主体であるクライアントの生活や活動の場そのものをも視野に入れた心理臨床研究を志向することがうたわれている。これは心理教育相談室のもつ研究機関としての理念であり、特性や方向性を示している。

そしてこれを行うために心理教育相談室には二つの機能が課されている。その一つは実践力を高めるための臨床教育の場として心理教育相談室が機能することであり、もう一つは家庭・学校・地域社会などの関係各機関との連携を含む臨床実践の場としての機能である。研究機関の中にある相談室として機能するためには、高度な研究を可能とし、かつ地域貢献を可能にする臨床実践能力が必須前提となる。つまり研究と教育の関係でいうと、研究の前提としてこの臨床実践能力養成、つまり臨床教育が必要になるのである。心理教育相談室は沿革からもこれら二つの機能を持続けること自体が要件となっていると言えよう。

このような臨床教育と臨床実践という二つの要件に沿い、1993年以降、心理教育相談室は多数の相談を受け付け、また教育臨床心理学講座（後に研究グループと改名）では、臨床心理学的地域援助の視点による地域調査やコンサルテーションを多く行い、また臨床教育を受けた人材を実践家として、あるいは研究者として全道、全国に現在まで輩出をしている。なお、これらの地域貢献活動及び研究と学生の教育活動の概況については、間宮・金子（2002）により1996年～2001年までの報

告がまとめられている。

しかしながら心理教育相談室での相談活動はその後縮小をしている。その後2003年には相談室としての活動はほぼ休止に近い状態であった。各教員が個別に臨床教育や臨床援助を細々と続けていた。このようなことが起きていたのは、教育臨床心理学研究グループの教員数の減少に伴うものである。ただしもう一つの側面として、1999年に学部を卒業した学生（2001年に大学院修士課程を修了した学生）を最後に、臨床心理士の資格を卒業後に取得する可能性が絶たれたために、心理臨床教育を希望する学生が減少したこととも無関係ではないと考えられる。当時においても現在においても臨床心理士の資格を持たずに心理臨床を職業として自立した経済力を持つことは現実的には難しい。学生の選択肢の中では、将来への進路が閉ざされている中であえて相談室の中で心理臨床を学ぶことにはならなかったのだろう。そのような中で、心理教育相談室としての機能は、停滞することになる。

心理教育相談室としての活動が再開したのは2004年であった。しかし以降2006年までの体制は、相談室組織が前述二つの機能を再強化する過程だったといえる。それは、相談室が一つの組織として動いていたと言うよりも、相談室の持つべくこれら機能を手弁当的に維持拡大を図っていたという状況であった。具体的には、相談者の電話受付を週に一度大学院生が受け付け、それに対して教員が個別に対応をするという形をとるか、あるいは教員各々が自らの外部の臨床フィールドから相談を引き受けたクライアントを、それぞれ個別に担当をするという形態で運営は行われていた。また、カルテなどの管理は教員が担当分を独立して管理する状態であった。心理臨床教育的な機能という意味では、相談室において大学院生が教員の指導の下で定期的にケースを担当すると言うことは、2004年から2006年の間は各年1、2名程度であった。

そのような体制で、2004年には定期的なカンファレンス会議が行われるようになり、相談室が

臨床の修練の場として機能する上で大切な事例検討会が行われるようになった。ただしこれは結果的に2006年には中断をしている。この間、地域社会における援助活動としては、メンタルフレンドとして地域の家庭に派遣をされたり、あるいは病院でのボランティアとして臨床現場に入り込む学生もいた。

このように2004年以降は、相談室が心理臨床を学ぶ場所として再度機能を始めつつも、一方で組織的な動きとしては右往左往しながら、地域的な援助に関わると言うことをしていた時期であった。

以上、心理教育相談室発足から2006年度末までの歴史について簡単に振り返った。心理教育相談室は、発足から家庭・学校・地域社会で生じる諸問題の研究をするために、その基盤となる臨床教育を受ける場であり、かつ、実際に臨床援助を実践する場所であった。数年おきの教育学部の中の体制の変化の過程を経て、その活動の拡大縮小はあったとしても、この二つの機能を忘れることなく継続をしている。その一方で、機能を請け負う組織としての心理教育相談室の体制は不安定なものであった。

このような経過の上で、今年度2007年からの「軽度発達障害児・者に対する生涯教育支援プログラムの開発」の一環として、心理教育相談室を再編してゆくことが求められることとなった。名称自体も改めて、子ども発達臨床研究センター相談室となった。次節において、このような歴史を踏まえた上での新しい相談室の展開の有り様と概況について述べる。

今年度からの相談室の新規展開について

相談室の名称が変わったからといって、あるいは相談室の体制が変わったからと言って、それは所詮大学内部的な問題である。地域においてこれまで関わりを持った人々や、あるいはこれから関わりを持ちうる人々の期待は、言うまでもなくこ

れまでと同等の機能を持ち、またそれ以上の機能を付加することである。その意味で、これまでの歴史を抜きにして相談室の運営を考えることはできない。

また、間宮・金子(2002)にあるように、これまでにこの心理教育相談室を利用されていたクライアントが多数いたという歴史を考えるならば、本相談室が以前の心理教育相談室とは全く異なるものとしてここに新たにあるとするわけにはやはりいかない。ことに心理の相談を請け負ってきたという組織であるならば、簡単に消滅したりできあがったりするような組織であっては、それ自体これまで関わったクライアントの人生に対しての背信である。これは地域やクライアントに対する相談室組織としての責任がある部分である。このようなことも考え合わせた上で、運営をし、機能することを考えなければならない。

これまでの相談室の機能として、前述したような臨床教育と臨床実践の2軸があるが、これらを換言すると、対外的な機能としての、相談活動、コンサルテーション、家庭・地域の問題に参与し介入をすること、人材輩出等、そして相談室内部としての、相談技術の向上と学生の育成、自主研鑽を可能にすることも含んだ組織的な活動などが求められると言える。相談室のリニューアルはこれらを行える組織としての再編成と言い換えられよう。そしてそれらを踏まえた上での臨床研究活動を行うということが、これまでの延長上にある。

さらにそこに付け加えて、新しく今年度から「軽度発達障害児・者に対する生涯教育支援プログラムの開発」というもう一つの目的が重なる中で、我々は相談室の再編成を行う必要性があった。そのような有形・無形の現実的な制約を踏まえた中で、6月から相談室を開設した。以下には、これまでの相談室の機能を内包する現在の相談室の姿について記述する。なお、これはこれから数年後に相談室担当者が変わっていくことを視野に入れた上で、現時点における運営実態を残すという意味合いも含んだ記述である。

①相談室機能の増幅

2007年4月より、前述の文部科学省特別研究経費により、相談室に直接関わる人員が増員された。このことにより相談室専任ではないけれども臨床活動の可能なスタッフが4名雇用された。

相談室機能の増幅という点では、第一にこの人員整備が上げられる。そのことにより、6月の相談室開設から本年1月までの約8ヶ月ほどの間に、実数にて約100件ほどの相談を受け付けることが可能になった。この数は2004年以降の相談件数が年間実数で約60件前後であったことを考えると2.5倍換算の数となる。

また本相談室における特色としては、複数職種が相談に応じていることである。ことにソーシャルワーカーを正式にスタッフとして雇用していることは特筆すべきだろう。このことにより、地域援助という観点において、一般的な心理相談室とはひと味違う社会資源の有効な活用や、あるいは心理教育相談室発足の際の理念にもあるような地域の問題に対処する能力が高まっている。実際の事例の実践に際しても、すでに数件、積極的に関係各機関に出向き、相互連携の上、問題解決に働きかけている。

このような地域援助に足を運ぶことが可能であるという点は、そもそも心理教育相談室が開設された当時からの目標である、相談室の2機能を基盤とした上での臨床心理学的地域援助研究を行うという理念にまさしく合致する。そしてこれは、今年度からの軽度発達障害児・者に対する生涯支援プログラムの開発事業にも全く同じアプローチが必要となるという意味で、相談室の歴史を引き継ぎつつ発展的に運営をしていく一つの方向性を示しているといえる。

第二に、電話による相談受付をする心理相談員を、非常勤スタッフではあるけれども雇用することが可能となった。このことにより、これまで週に一度の電話相談であったものを毎日行うことが可能になり、クライアントのアクセス向上に貢献していると考えられる。前述の通り8ヶ月間で100件ほどの電話を受け付けており、これに比し

て電話受け付けを開始する前の4月から6月までの間に相談依頼として電話があったのは一桁の数である。

また、基本的にこれらのスタッフの採用には臨床経験のあることを要件としており、このことにより、電話相談という相談活動の入り口において、クライアントが様々な思いや、場合によっては重質な切迫感を持ちながら電話をかけてこられる際に、よりきめ細やかな対応をすることが可能となった。結果として、電話相談の状態でのクライアントの状態評価の水準が向上をし、その後の援助活動にスムーズに受け継がれる情報が手にはいることとなった。また、電話相談の段階でクライアントが自身の抱える問題について一定の解決をみることもあった。

第三に、電話相談で受付をした相談依頼に対して、週に一度の会議において集団会議をする中で、最善の担当者を決定するという運営を徹底することとした。言うまでもなく対人援助には、それぞれの持つ技量や得意分野や経験、年齢や性別等も含めた広い意味での相性が、各相談員の技術の水準に関わらず影響を及ぼす。技術的に優れて、経験の多いセラピストが必ずしも誰に対しても一番よいセラピストになりうるかという点、そうではないのである。合議により、担当者を決定し、場合によっては外部機関の平行活用や、リファールの可能性までを視野に入れて、個々人の技量をさらに相互に押し上げるように相談室のクライアント援助が機能することが可能になった。

第四に、会議の中で担当者が必要に応じてクライアントの相談における困難について共有をし、現実的な対応策について協議する時間も確保することが可能となった。会議の中で相互的なミニスーパーバイズの体制をとることができるようになっていくという意味で、クライアント援助機能を向上させることが可能になっている。

第五に、これは心理教育相談室の時代から必要とされている、臨床教育というプロセスについてであるが、これについては現時点で若干名の大学院生・学生の臨床指導、及びアシスタントなどに

よる臨床現場の学習を受け入れている。ただしこれは、あくまでもクライアントの利益が優先であり、大学院生や学生の要望との合致があった場合にのみ受け入れをしている。

以上、相談室機能の増幅という観点で、臨床実践と臨床教育の二つの機能について現在の主だった体制について記述した。

臨床実践的にはクライアントから電話があった時点からもう相談は始まっている。電話受付から終結まで、一貫したスムーズでよりよい対応を可能にすることが相談の満足度を高めることになり、質の高い臨床実践・地域貢献を可能にする素地となる。そのような一貫性を組織として各担当者の連携により形成することは、場合によっては以前のように教員個人の能力に依拠して行うことよりも難度が高い側面もありえようが、それを目指すこと自体が臨床実践の質を高め、さらには大学において相談室があるからこそその一つの理想的な姿を臨床教育として提供するという意味で、価値を持ちうると考える。

②相談室機能の整備

相談室の組織的な運用を保証するためには、人的な側面のみならず、相談室が相談室として機能するためのハードウェアやシステムに依存する側面も考慮する必要がある。ここでは、広報活動と情報管理のシステムの現況について述べる。

第一に、大学の地域貢献の一環としてとして相談室が機能する上で、地域に開かれた相談室としての広報活動も必要な要素である。これについては、相談室開設前に、関係各機関に相談室のパンフレットを配布している。また、加えて文部科学省特別研究経費の活動報告としてのホームページを立ち上げており、その中の1ページを相談室の利用方法やスタッフ紹介に当てている。ホームページでは、電話相談受付等の臨時休業等についても知らせることができ、運営状況をリアルタイムに近い形で広報できるという利点がある。さらに、このページから相談者に初回面接時に持参していただく問診票をダウンロードできるようにし

てあり、相談活動の円滑化に寄与している。

なお、これら広報活動に由来する相談依頼は数多くあり、その中の多くに既存の援助機関には適合しないものが見られた。広報活動は、地域に潜在的にあった相談需要を発掘することにつながったと考えられるだろう。

第二に、相談室が今後以前のような個人管理・個人運営に偏ることなく一枚岩として機能するために必要なインフラとして、情報管理の一元化を進めている。いわゆる個人情報管理の部分において、電話相談受付とカルテのデータベースを構築し、相談室スタッフであるならば、子ども発達臨床研究センター内の指定端末からアクセスすることが可能になっている（カルテ管理については2008年1月時点で試験中）。また、1993年からの過去15年に受け付けたクライアントの氏名をコンピュータ上で管理するデータベースを作成し、今後、過去に相談されたことのあるクライアントが再相談を希望して電話相談受付に連絡をされた時に、担当者の在不在に関わらず、これまでよりも迅速な対応が可能なシステムを構築している。

なお留意すべきこととして、重要なのはクライアント保護の観点から個人情報の管理をいかに厳格に行えるかという点である。電子化により危惧されるのは個人情報漏洩の可能性であるが、この点についても厳重な配慮がなされている。なお、具体的な対策は末尾に付録として記載する。

今後の相談室の運営における懸案事項

以上、これまでの心理教育相談室を引き継いだ上での、子ども発達臨床研究センター相談室の現在の体制について、その特色と現時点で可能になっている運営状況、及び整備状況について概説をした。しかしながら、前述したように現在の相談室の運営状況は決して到達点ではない。以下には問題点について述べる。

第一に、電話相談受付の担当者が固定しないという問題がある。現在は心理臨床現場での経験者を四名非常勤スタッフとして雇用しているが、次

年度以降の契約はスタッフの側からの希望で延長がされないことが決まっている。電話相談受付の職務は、相談者からの電話をその場の一回の電話の中でケア的要素を含みながらも同時に情報を入力し、さらには円滑に次の担当につなげることであり、誰でもできる簡単なことではない。しかしながら、臨床現場としては主体的に事例に関わる質・量に欠け、真剣に心理臨床に関わりたい人には必ずしも好まれない職種である。この部分の機能を補填していくことが臨床実践の場としては目下の急務である。

第二にカンファレンス等の事例検討は未だ行っていない。事例検討は、よりよい臨床援助を行うために必要のみならず、教育的にも価値があるものである。相談室として臨床教育を行う上で、現状でそれを希望する学生が少ない中では、カンファレンスの優先順位は低くなりがちであるがそれはよいこととは言えない。

第三に臨床援助を行う場所として、それに伴うリスクコントロールの思想がまだ曖昧である。現実問題として、いつどこで援助場面においてトラブルが生じるかわからないのが臨床現場である。仮に来談した幼児がプレイセラピー中に転んで大怪我をするなどのことがあった場合に、責任をどのように考えるべきか。また、逆に教員や学生がなんらかの被害に遭うことも考えられないことではない。そのような場合においても、相談室運営が持続可能なリスクヘッジを検討しておくこと自体が、クライアントの利益になるということを認識しておく必要がある。

第四に、相談室としての機能の質を高めていく上で、外部評価をどのように導入するかということも検討事項である。クライアントの満足の度合いが高いことがもっとも大切であるのは確かだとしても、それが援助者としての自己満足でいては臨床援助者としての資質が問われる。よりよい援助を望むのはクライアントも援助者も変わらないが、それは援助者の自己流の思いこみによる研鑽を積むだけで達成ができるわけではない。外部との協働などは、フォーマルな評価とは異なるが類

似の効果を与えてくれるかもしれない。

第五に、現在の相談室の体制が保証されているのが最長で2011年の3月までということである。その後に教育学研究院において相談室がどのようなポジションになるのかは、今後の議論の課題として残されている段階である。大学という研究機関の性質からして、また、これまでの心理教育相談室の歴史からみても今後相談室の縮小や、場合によっては閉鎖と言うことも可能性には含まれ得る。

しかしクライアントにとっては大学相談室は学校や役所、病院等と類似した公機関と同等である。以前のクライアントが五年十年後に再相談を望むときに、跡形も相談室がないとすれば、また、それまでの相談記録一切を大学として管理していないとすれば、それは社会的な責任を研究機関の身勝手さの元で放棄したことと相違ない。個人情報管理のインフラを今回作り上げたのは、相談室が今後の経過の中で縮小した場合にもクライアントに対しての最低限の義務を守るがための担保としての側面を含むのである。ひとたび開設された相談室は、その性格上、地域や個々のクライアントに対して将来まで責任があることを忘れてはならない。

以上のような問題点を内在するのが、現在の相談室の運営状況である。相談室機能を一定程度増幅することができたとしても、今後の展開には不安がないわけではない中で、今後、展望を持ちつつも持続的に運営がなされるよう舵取りをしていく必要がある。

結語 ― 展望

地域に開かれた大学という言葉はいつの間にか耳新しいものではなく、当然に求められることとなっている。一方で我々は、文部科学省特別研究経費の活動の中でいわば「すきま産業」を自称している。すなわち、援助を求める人々と援助をする人々との間の不幸なミスマッチがまだいくつもある中で、その「すきま」に入り込んだ人々の苦

悩をどのように社会のシステムの中に取り込んでいけるかと言うことは、我々の一つの主題である。

地域の一大学の一つの機関として新装開店した相談室では、広報の成果もあってその「すきま」に悩むクライアントがすでに幾人も相談を求めてきている。地域に開かれていると言うことは、地域の、「すきま」ではない部分にのみ開かれていることだけでは、おそらくない。

今年度の一年間で、相談室は問題点を内在しつつも必要な機能を組織的に発揮できる体制を整えることを、ある程度なし得たと考えている。今後、相談室が臨床実践と臨床教育を受け持つ中で、次には臨床心理学的地域援助の研究をしていくことが必要となる。軽度発達障害支援の視点から言えば、地域社会にも、また、膝元の大学という地域内にも残された「すきま」が多々ある。相談室としてはこのような地域と連携をする準備を進めている。次年度以降、このような「すきま」のあらましについて何らかの記録を残していくことが我々に課せられた仕事と考えている。

補 足

相談体制の再編に関しては、現在の相談室が決して最善のものではなく問題点が内在しているものとして記述した。もとより相談室などの機関の編成は、教科書的なかくあるべしという手本がある中で行われるものではない。ことに地域的に、あるいは内容的に独自の要素が強ければなおさらである。むしろ必要性和必然性と、先人の知恵をも含むそれらの歴史という現実的な制約に迫られた中で、クライアントの利益を保護すると言うことを目的としてよりよい形を模索する過程として行われるものである。

上記の記述があたかも予定調和的にあるいは戦略的に完成に導かれた相談室であるかのような印象を持って読み取られるならば、それは事実ではない。むしろ半ば後付的にこれまでの過程を総括した現状として理解をしていただきたい。

付録 ― 情報管理について

電話相談受付データベース、カルテ管理データベース、過去の来談者管理データベースについては、個人情報が含まれており、厳重な管理をする必要がある。情報漏洩を防ぐために、主にアクセス制限、暗号化通信等の技術を用いている。具体的には以下のような手だてとなる。

①アクセス制限

上記データベースにアクセスするためには、教育学研究院内の指定端末の IP アドレスにより、アクセス制限を行っている。また、その場合にもデータベースファイルに対してパスワード認証による管理を徹底し、ファイル自体のアクセス制限も活用している。さらにデータベースファイル内部の情報についても、スタッフのユーザーレベルによるアクセス管理を行っている。これらにより、アクセス権のあるユーザーが指定端末からアクセスをした場合以外に情報を入手することはできなくなっている。

②暗号化通信

教育学部 LAN 内を情報が伝達する際に、情報が盗聴されるという可能性も皆無ではない。これを防止するために各端末に IPsec を導入し、端末間での暗号化通信を行っている。

③物理的保護

上記①及び②により、情報漏洩をする可能性は、パスワードを知った悪意を持つ者がデータベースファイルを入手した場合と、同じく悪意を持つ第三者が各端末からデータベースに接続中の画面を盗み見るという場合に限られる。前者については、データベースファイルがあるサーバーは、スタッフがいない時間帯は施錠により管理をされる。また、後者については、各端末を管理する教員により厳重に留意されている。

引用文献

間宮正幸 金子裕美 (2002) 心理教育相談室報告 教育臨
床心理学研究 2001 年度紀要第 4 号 133-135